

2024年5月24日

各位

会社名 UTグループ株式会社  
代表者 代表取締役社長 外村 学  
(コード: 2146 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 経営基盤部門長 山田 隆仁  
電話番号 03(5447)1710

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件」について、2024年6月22日開催予定の当社第17回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

当社は、第4次中期経営計画ローリングプランの推進にあたり、意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化を図るため、2024年4月1日付で代表取締役2名体制に変更いたしました。これに伴い、経営の機動性を確保する目的から、現行定款においては株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の権限を取締役社長に付与しているところ、これを代表取締役に変更するとともに、第14条第2項について代表取締役の欠員発生時においても同項の適用を受ける旨を追記いたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役に欠員又は事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>代表取締役に欠員又は事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月22日(土) [予定]

定款変更の効力発生日 2024年6月22日(土) [予定]

以上